

【質問回答】千葉市公立保育所及び認定こども園「紙おむつのサブスクリプションサービス」提供事業者選定

No.	項目	ご質問	回答	掲載日
1	募集要項 「4-（2）参加申込み」	封筒での提出と記載がありますが、今回の提出物から一番大きい封筒を用いても収まりません。その為段ボールに提出物を入れ発送することは可能でしょうか。	差し支えございません。	7月22日
2	募集要項 「5-（1）候補事業者決定のための市によるプロポーザル選定 イ」	企画提案の内容を審査基準に従って各事業者の各銘柄ごとに審査し、と記載がありますが、各銘柄ごとの審査基準をご教授ください。	銘柄ごとの審査基準は設けておりません。 審査はすべて「候補事業者決定のための市によるプロポーザル選定に係る評価の視点及び評価点」に基づき行われます。 異なる業者が同じ銘柄で参加している場合にも、例外なく、「候補事業者決定のための市によるプロポーザル選定に係る評価の視点及び評価点」に基づいて審査を行います。 ただし、同じ銘柄である場合は、品質による差別化はできない（＝同得点）ため、品質以外の評価項目により優劣をつけさせていただきます。	7月22日
3	募集要項 「6-（4）提出書類等 ウ、エ、オ」	「PRチラシ」及び「保育所展示用紙おむつ」「おしりふき」は、提案する銘柄（上限3銘柄）ごとに必要部数をそれぞれ提出させていただき認識で相違ないでしょうか。	銘柄ごとに内容が異なるものについては、それぞれ提出をお願いいたします。 ※「PRチラシ」、「保育所展示用紙おむつ」は銘柄ごとにサービス内容が異なるものと想定されるため、各銘柄ごとの提出をお願いいたします。 「おしりふき」については、銘柄ごとにサービス内容が異なる場合には、それぞれ提出をお願いいたします。	7月22日
4	仕様書 「4-（2） 規格及び利用料金 オ」	利用料金は「月額定額制」と記載があり、定額制とは、サービスや商品の利用料金が、利用時間や利用量に関わらず、一定の金額に固定されている課金方式と定義されている為、園児一人当たりの利用料金は固定という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	7月22日
5	仕様書 「5-（2） サービス提供に係る留意事項等」	「月額定額制」および「使用枚数に関わらず月額定額」という原則は、一律の固定料金を想定していると解釈しております。その為今回の募集要項や仕様書からは、年齢ごとに月額料金に差が出ることは認められないと判断されると認識しておりますが、相違ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。	7月22日
6	募集要項 「5-（1）候補事業者決定のための市によるプロポーザル選定 イ」	「各事業者の各銘柄ごとに審査し、各委員による採点合計点数が高い者から順に紙おむつ3銘柄を上限に選定する。」について、例として、 A社⇒ア銘柄⇒選考候補 A社⇒イ銘柄⇒選考候補 B社⇒ア銘柄⇒選考候補 こういった形での3社3銘柄が選考に残る可能性がある理解で正しいでしょうか。	事業者が異なる場合でも、同じ銘柄が重複して選考候補（保護者投票対象）に選定されることはありません。 ご質問例示の場合、A社とB社でア銘柄が重複しているため、A社、B社のどちらかのア銘柄が選考候補として選定される可能性があります。 ※なお、3銘柄を上限に選定をするため、ア銘柄よりも優れた銘柄での応募が多数あった場合には、A社・B社いずれのア銘柄も選考候補として選定されない場合もあります。 （補足）例として、A社がア銘柄、イ銘柄、ウ銘柄の異なる3銘柄で応募をしている場合、審査の結果、A社の3銘柄がすべて選考候補として選定される可能性もあります。	7月23日

No.	項目	ご質問	回答	掲載日
7	価格について	契約期間内に著しい物価や経済状況の変動により料金の不相当となった場合、料金の改定は可能なのでしょうか。	仕様書「6-（4） 定めのないサービス提供上の疑義が生じた場合について」3行目記載の「ただし、事業者選定時に提案されたサービス内容や利用料金の変更等、サービス提供に係る事項の変更については、あらかじめ市と協議の上、決定する。」のとおりとなります。 ※ただし、今回の選考過程に対して著しく公平性を欠くような料金改定希望に対しては、認められない可能性があることを申し添えます。	7月23日
8	仕様書 「5-（2） サービス提供に係る留意事項等」	トイトレが始まった園児に月額の固定金額から割引を適用させる仕組みがございますが、この仕組みの提案は可能でしょうか。	現時点で仕様書に定めていないサービスについては、「独自提案」として企画提案書にてご提案いただいて差し支えありません。 なお、「独自提案」につきましては、「候補事業者決定のための市によるプロポーザル選定に係る評価の視点及び評価点」における審査項目「独自提案の有無とその有効性」にて評価を行います。 ※募集要項「6-（7）提出にあたっての留意事項 コ」に記載のとおり、本プロポーザルでご提案いただいた企画は、あくまでも選定の審査材料となるものであり、実際の業務内容については、市と協議のうえ決定することとなりますので、あらかじめご了承ください。また、独自提案が不採用となった場合には、仕様書記載の業務内容で受託していただくことになりますので、そうした場合の業務受託が可能かどうかについて、市から聞き取りをさせていただく場合がございますので、あわせてご了承ください。	7月28日